

## REDD+協力に関する共同宣言署名&社会林業優良事例調査の実施

### ■ 第3回 JCC の開催と REDD+協力に関する共同宣言署名

3月22日に FFORTRA の第3回 JCC (Joint Coordinating Committee) が、日本側から在インドネシア日本国大使館牛尾経済公使、JICA インドネシア事務所小原所長、インドネシア側から林業省のパサリブ経済・貿易担当大臣顧問の出席の下、約30名が参加し林業省内で開催されました。JCCでは2011年におけるプロジェクト進捗状況が報告されるとともに、2012年活動計画の審議が行われ、承認されました。

JCCに引き続き、小原所長とパサリブ大臣顧問により、「森林分野における気候変動対策二国間協力に関する共同宣言」への署名式が行われました。

この共同宣言は、昨年11月に両国政府による「気候変動に関する二国間協力文書」が発出されたことや両国間で二国間オフセットクレジットメカニズムに関する議論が進められていることなどを背景に、過去及び現行の森林分野に関する技術協力の成果を踏まえつつ、気候変動分野、とりわけ REDD+を森林分野の戦略的協力分野として位置づけることを JICA と林業省の両者で確認するものです。

具体的には、①現在インドネシア政府から要請中の「日本・インドネシア REDD+実施メカニズム開発プロジェクト (JI-REDD+)」の実施に向けて緊密に協働すること、②西カリマンタンを主なパイロットサイト候補地とするとともに、中央カリマンタンでは、現在同州で行われている泥炭地の炭素管理に関する JICA-JST プロジェクトとの連携を図っていくこと、③JI-REDD+の正式採択までの間は、FFORTRA を通じて、REL/RL 調査や、プロジェクトの具体的な活動設計など円滑な実施に向けた投入を行っていくこととしています。



共同宣言への署名の模様

### ■ 持続的森林管理と REDD+実施に向けた社会林業優良事例調査

インドネシア林業省では、1980年代から社会林業プログラムを導入してきましたが、数回にわたる制度改正を経て、現在は、コミュニティ・フォレストリー、村落林、住民造林、私有地造林のプログラムが実施されています。社会林業は、持続的森林管理の実現に資するものとして、また、近年では、REDD+の実施において、森林保全・管理の実施主体、あるいは対象地の所有ステータスを明確にする役割が期待されています。国家森林戦略5ヵ年計画の中でも重要な政策課題の一つとして位置づけられており、コミュニティ・フォレストリーと村落林を合わせて2.5百万ha設立することが目標として掲げられていますが、その達成状況は2011年9月時点で約10%に留まっています。

これらの状況を踏まえ、FFORTRAでは、社会林業を推進するため、2012年1月からボゴール農科大学とのコンサルタント契約を通じて、社会林業優良事例調査に取り組んでいます。今回は、この調査の一環として、2月に実施した現地調査の一部についてご報告します。

スマトラ島南部にあるランブン州スンバルジャで実施されているコミュニティ・フォレストリーは、1,710 ha を対象とし、約 600 世帯が参加しています。対象地は保護林に指定されている地域であるため、住民による森林利用は通常は認められませんが、1960～70 年代から移民によってコーヒー栽培等が行われてきました。1990 年代には、政府が森林を回復するため、コーヒー農園を取り壊して植林を行いましたが、住民は植林地に再びコーヒーを植え、それをまた政府が阻止して植林するということが繰り返されてきました。1999 年から ICRAF によるアグロフォレストリーの導入などの介入により、住民は森林管理に参加するようになり、2002 年にコミュニティ・フォレストリーの 5 ヶ年の暫定的利用許可を、そして、2007 年に 35 年間の利用許可を取得しました。

対象地域は、保全ゾーンと利用ゾーンに区分され、後者では、各メンバーが従来の土地利用に基づいて割振られた 1～4ha の区画で、コーヒーやバナナ、コショウ等の作物と多目的樹種を組み合わせたアグロフォレストリーを実施しています。保護林内なので樹木の伐採はできませんが、インドネシア科学院の調査によると平均して住民は世帯収入の 56% をコミュニティ・フォレストリーでの活動から得ており、コミュニティ・フォレストリーは住民の生計に重要な役割を果たしていることが窺えます。



アグロフォレストリー実施状況

以前は、コーヒー農園が壊される前に収穫しようと土地から利益を収奪することしか考えていなかったけれども、コミュニティ・フォレストリー設立以降は、自ら投資してでも土地の生産性向上に取り組むようになったという住民の話が印象的でした。

ランブン州の他、南スラウェシ州、西ヌサテングアラ州、中部ジャワ州で現地調査を実施しましたが、今回の現地調査を通じて、社会林業プログラムの導入により、土地利用の権利が合法化され、そのことが住民の意識や行動を変えて持続的森林管理の実施を促している面があることが明らかになりました。しかし、その一方で、同プログラムの導入により、生計の一手段となっている放牧が制限されたり、利用する住民が登録されているメンバーに限定されるなど従来の利用が制限される面も明らかになりました。

また、社会林業プログラムの実施全般に係る問題として、①利用許可発行後、森林管理活動を開始するまでに時間がかかっている場合があること、②各プログラムの施行を担うことになっている地方政府へ必要な予算・人材等が配分されていないため住民に対する普及や支援が十分に行われていないこと、③住民造林や私有地造林は木材供給源として期待されるものの住民と企業が対等なパートナーとして協働することは困難であることなどが浮かび上がってきました。FFORTRA では、今後も社会林業政策の推進に向けて、さらなる調査の実施など必要な支援を実施していく予定です。

インドネシア国家森林計画実施支援プロジェクト (FFORTRA)  
Project for Facilitating the Implementation of National Forestry Strategic Plan  
インドネシア林業省 (Manggala Wanabakti) ブロック VII、6 階  
TEL: 62-21-572-0218      Email: [ffortra@jica-dephut.or.id](mailto:ffortra@jica-dephut.or.id) (高原、山内)

【お詫びと訂正】 FFORTRA 通信 No.12 で「Fauna and Forest International (FFI)」と記載していたのは、「Fauna and Flora International (FFI)」の間違いでした。お詫びして訂正いたします。